

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年9月28日（水）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第19号 買受適格証明願申請について

議案第20号 農地法第3条許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第13条第5項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第23号 農業振興地域整備計画の変更（編入）について

議長 | 只今より平成23年度錦江町農業委員会第6回総会の議事を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席となっています。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは異議ないということですので、5番の厚ヶ瀬博文委員と6番の黒瀬正委員を指名致します。

宜しく願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局 会務報告と説明

議長 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし

議長 無いようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第19号 買受適格証明願申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 本件は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部から担保不動産競売事件の入札が平成23年11月17日から同年11月25日まで行われることになり、その物件（農地）の入札に関する適格者であることを証明するものであります。

申請者は、K・Iさん、農業で 歳、錦江町神川 番地の方です。

競売物件は、錦江町神川八久保936番3、地目は台帳現況とも畑、地積が3,742㎡です。次に錦江町神川岩渕1014番、地目は台帳現況とも畑、地積は5,632㎡です。

競売の原因は、経営破綻。

入札期間は、平成23年11月17日から平成23年11月25日までとなっています。

売却決定日が、平成24年1月19日となっています。

所轄裁判所名は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部です。

売買事件名は、平成23年（ケ）第12号です。

申請者のK・Iさんの農地取得要件に関する経営規模は、自作地6,928㎡、貸付地17,656㎡を株式会社I製茶に貸し付けてあります。

労働力は、4人で家族経営がなされており、農業機械も茶を耕作する摘採機や防除機その他、茶工場も建築され一連の農業機械は所有されています。

取得後の利用については、茶を栽培されるということです。

調査委員は、7番の牧原委員となっています。調査報告は、農地法第3条許可申請に準じた要件の報告をお願いしたいと思います。

議長 牧原委員調査報告をお願いします。

7番 牧原委員 はい。調査報告を行います。9月26日に事務局、会長と現地調査を致しました。現地調査は見るだけのかたちになります。

買受適格認定に該当するか、どうかということの調査でK・Iさんとお会いしました。皆様もご存じのとおりK・Iさんは、でもある傍ら製茶工場を持ってお茶を作っているということで、今息子さんともども4人でやっという事で、お茶に関しては皆様のご存じのとおりであると思います。

農地の利用状況につきましては、今持っているところは全て茶畑で何ら問題なく、意欲もありまして、そこを買い受けて全部茶畑にしたいということでございます。

実際機械等の所有もございまして、農地法第3条許可申請と同じで何ら問題は無いかと思っております。宜しくお願いします。

議長 只今調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員
議 長 はい。
それでは買受適格証明願受付番号1号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員
議 長 全委員挙手
全委員賛成でございますので、買受適格証明願の受付番号1号は原案のとおり決定しました。
なお、本件の所有権移転については、農地法第3条許可を必要としますが、今回の買受適格証明願で農地法第3条許可申請と同様な審議のうえ買受適格者と決定しましたので、当該農地の入札において、K・I氏が落札した折、農地法第3条許可申請における許可の処理は、錦江町農業委員会会長において処理して差し支えないかお諮りします。錦江町農業委員会会長で処理することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員
議 長 全委員挙手
只今の買受適格証明願受付番号1号のK・I氏の本件落札においては、農地法第3条許可は錦江町農業委員会会長で処理させて頂くことに決定しました。
続きまして議案第20号農地法第3条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号8号 譲渡人は、K・OさんK自治会の方です。
経営規模は、自作地2, 708㎡、譲渡理由は規模縮小となっています。
申請地は、城元山下5835番1、地目は台帳現況とも田、地積は63㎡です。
譲受人は、R・Oさん 歳でK自治会にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地40, 223㎡耕作されています。譲渡理由は規模の拡大となります。
農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。
農業機械の装備については、トラクター、耕運機等の農業機械を所有されています。
農作業従事については、80歳代の夫婦2名で年間従事できるような記載があります。
年齢について高齢であるようですが、年齢は取得要件にはなっていません。
農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。
調査委員は、18番の安水委員をお願いします。

議 長 安水委員調査報告をお願いします。

18番
安水委員 はい。18番調査報告を行います。現地調査及び譲受人の面接の方を9月26日に行いました。
場所につきましては、池田のI自治会の田でありまして、ここに面積が書いてありますとおり63㎡ということで狭いです。
これはR・Oさんの田に囲まれた場所で、R・Oさんのみ使い道がないような処でした。今回畦道が拡張ということで、尚更小さくなりまして、残りが63㎡しか残らないということでR・Oさんの方に向かってどうかして貰えないだろうかということで、K・Oさんの方からお願いがあったということで、私が買いましたと聞きました。金額につきましては、全部で4万円ということで承っております。
先ほど説明がありましたとおり、R・Oさんは高齢で2人家族ですが、町外に息子さんと娘さんがいらっしゃるようで、田の方にも手伝いに来たり、土曜日曜には手伝いに来たりされていますので、何ら問題は無いと思います。機械なども先ほど説明がありましたので、問題なく利用されると思います。他の所有地につきましても畑は十分管理されていますので問題ありません。宜しくお願い致します。

議 長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員
議 長 なし。
無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員
議 長 はい。
農地法第3条許可申請 受付番号8号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員
議 長 全委員挙手

議 長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号8号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号9号 譲渡人は、T・UさんT自治会の方です。経営規模は、自作地3, 422㎡、譲渡理由は贈与となっています。申請地は、馬場西ノ下894番1、地目は台帳現況とも田、地積は1, 241㎡です。譲受人は、A・Uさん 歳でT自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地2, 182㎡、小作地1, 241㎡耕作されています。譲受理由は受贈となります。農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。農業機械の装備については、トラクター、耕運機等の農業機械を所有されています。農作業従事については、夫婦2名で年間従事できるような記載があります。農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、17番の寺田委員をお願いします。

議 長 寺田委員調査報告をお願いします。

17番 寺田委員 17番の寺田です。報告を申し上げます。A・UさんはT・Uさんの息子さんでありまして、今のところ共稼ぎで土日休日を利用したバレイショと稲作の兼業農家であります。耕作面積は30a以上、農業機械はトラクター、バレイショ等に利用する管理機は所有されておりまして、農地の有効利用という点からは何ら問題ないと思います。受贈される土地を確認に行きましたが、適格に管理されていたので何ら問題ないと思います。これまで農業をやっております、技術的な面とかそのようなことに対しても何ら問題ないと考えます。宜しくお願いします。

議 長 只今調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農地法第3条許可申請 受付番号9号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成ですので農地法第3条許可申請受付番号9号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号10号 譲渡人は、T・HさんH自治会の方です。経営規模は、自作地6, 398㎡、譲渡理由は贈与となっています。申請地は、田代川原池野後4321番9、地目は台帳現況とも田、地積は684㎡。次に田代川原池野後4321番10、地目は台帳現況とも田、地積は503㎡。次に田代川原池野後4321番15、地目は台帳現況とも田、地積は771㎡。次に田代川原池野後4321番17、地目は台帳現況とも田、地積は1, 180㎡。次に田代川原池野後4325番7、地目は台帳現況とも田、地積は390㎡。次に田代川原池野後4325番9、地目は台帳現況とも田、地積は651㎡です。次に田代川原原沢4591番5、地目は台帳現況とも畑、地積は460㎡。譲受人は、E・Hさん 歳でH自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地6, 398㎡耕作されています。譲受理由は、T・Hさん名義の4, 639㎡を受贈されるものです。農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。農業機械の装備については、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業機械を所有されています。農作業従事については、夫婦2名で年間従事できるような記載があります。農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、14番の猪鹿倉委員をお願いします。

議 長 猪鹿倉委員調査報告をお願いします。

14番猪鹿倉委員 はい。調査報告致します。22日の朝調査に行きましたが、譲受人のIさんは仕事の関係で留守でしたので奥さんにお話ししまして調査しました。説明がありましたとおり、全てを耕作されているということです。農作業は主に日曜日にされたり、作業によっては仕事から帰ってから奥さんとされているとのこと。説明がありましたとおり機械は、トラクター、管理機、コンバイン、バインダーなどを持っておりますので、作業は全部自分でされるそうです。高齢化によりましてHの集落では年齢が歳と一番若い労働者であると考えます。集落の方々にも手伝いをされまして、集落のために一生懸命頑張っておられるようでございます。以上で終わります。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

安水委員 T・Hさんの自作面積とI・Hさんの自作面積が全く一緒ですが、これは偶然でしょうか。

事務局 これは一緒の世帯で、1,579㎡Eさん名義分がありまして、農家台帳が一緒になっていきますので同じになります。

安水委員 解りました。

全委員 なし。

議長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農地法第3条許可申請 受付番号10号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号10号は許可することに決定しました。以上で議案第20号を終わります。次に議案第21号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画受付番号4号、譲渡人はY・Eさん、B自治会の方です。経営規模は、自作地39,100㎡を所有されています。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、田代麓久木野5166番676、地目は台帳現況とも畑、地積は2,595㎡。次に田代麓久木野5166番677、地目は台帳現況とも畑、地積は2,884㎡。次に田代麓久木野5166番681、地目は台帳現況とも畑、地積は281㎡。次に田代麓久木野5166番682、地目は台帳現況とも畑、地積は1,238㎡です。譲受人は、T・Nさん 歳で、B自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力3、自作地は98,538㎡、小作地は5,940㎡で茶を栽培されています。農作業従事日数は250日、雇用を740日計上してあります。農業機械は、防除機、摘採機、管理機、茶工場を所有されています。農地の取得要件については、担当委員から調査報告を頂きたいと思えます。調査員は、20番の基委員となっております。

議長 基委員調査報告をお願いします。

20番基委員 はい。20番調査報告致します。9月3日と7日の2日間に亘りましてあっせんの話合いを行いました。場所は県道568号線から町道花瀬新田線の中にあります久木野地区の茶団地です。買主のNさんは、茶工場を経営されておりまして茶に必要な機械は全て所有されております。家族経営で兄弟二人、家族3にて行っております。家族経営協定も調印され、認定農業者でもあり地域のリーダー的な方です。年齢も若くこれからが楽しみだと思っております。取得価格でございますが、4筆6,998㎡、2,208,280円となっております。何ら問題ないと思えます。宜しく申し上げます。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入りたいと思えます。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画受付番号4号について、賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全員賛成ですので議案第21号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）受付番号4号の錦江町長に対する要請については原案通り決定しました。
議案第21号を終わりました。議案第22号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 | 議案第22号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について受付番号78号から120号までを提案します。
受付番号78号から82号の貸し人は、S・SさんG自治会の方です。
申請地は、田代川原四本松1962番2、地目は畑、地積は4,641㎡。
次に田代川原四本松1963番、地目は畑、地積は1,334㎡。
次に田代川原ロサイ2104番4、地目は畑、地積は1,361㎡。
次に田代川原ロサイ2104番5、地目は畑、地積は525㎡。
次に田代川原ロサイ2136番1、地目は畑、地積は2,401㎡となっています。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で5万円となっています。
借り人は、K・Oさん 歳で、S自治会となっていますが、現在S団地にお住まいです。経営規模は、自作地は9,297㎡、甘藷やタカナを栽培される複合経営をされています。
世帯員1、労働力1、雇用労働が2人で300日計上されております。農作業従事日数は150日となっています。農業機械はトラクター、軽トラックを所有されています。
調査委員は、1番の近川委員となっています。権利取得要件に沿った報告をお願いします。

議 長 | 近川委員調査報告をお願いします。

1番
近川委員 | はい。これは新規でございますが、S・Sさんの娘さんとOさんが再婚されまして、そこを借りられたところですが、Oさんは元は重機をもってクレーンで仕事をされていましたが、農業に切り替えられたようなことで園芸に力を入れて一生懸命にやるということで、畑も綺麗に耕運や草刈りなどやっています。皆様と共に見守って指導をお願いしたいと思います。

議 長 | 只今78号から82号までの調査報告がありましたが質疑に入りたいと思います。何かご質問ご異議のある方はありませんか。

猪鹿倉委員 | 宜しいでしょうか。小作料は全部で5万円ということは、5年間で5万円ということですか。

近川委員 | 1年で5万円です。

猪鹿倉委員 | はい。解りました。

近川委員 | 親子関係になります。

議 長 | 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは受付番号78号から82号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全委員賛成でございますので、受付番号78号から82号までは原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局

次は受付番号83号から87号までを説明します。
受付番号83号の貸し人は、N・Mさん埼玉県に在住の方です。
申請地は、馬場八木田550番、地目は田、地積は793㎡です。
期間は平成23年11月1日から平成25年12月14日まで、小作料は5千円となっています。
借り人は、T・Oさん、A自治会の方です。年齢は 歳の新規に農業を志す方です。
経営規模は、自作地として父親名義の自作地が14,021㎡ございます。世帯員は7、労働力は3と記載されています。農作業の従事日数が160日、農業機械は父所有のトラクター、耕運機、草刈り機、噴霧機、トラック等を所有されています。
この方は新規に水稻栽培を志しているということで、後で農地利用集積円滑化事業により利用権設定にも出てまいります。

次に受付番号84号の貸し人は、M・R子さんM自治会の方です。
申請地は、馬場木場ノ上943番、地目は田、地積は1,074㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は米30kg入りの8俵の物納となっています。
借り人は、M・R子さんM自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地7,087㎡、小作地2,250㎡で施設野菜や水稻を栽培されています。
世帯員は3、労働力は3、農作業の従事日数は200日、農業機械はトラクター、トラック、耕運機、バインダーを所有されています。

次に受付番号85号の貸し人は、U・Hさん神奈川県在住の方です。
申請地は、馬場宮下1802番2、地目は田、地積は871㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は米25kg入りの5俵の物納となっています。
借り人は、T・FさんK自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地26,486㎡、小作地11,407㎡で茶を中心に野菜等を栽培される複合経営です。
世帯員は8、労働力は4、農作業の従事日数は300日、農業機械はトラクター、トラック、管理機、軽トラックを所有されています。

次に受付番号86号の貸し人は、M・HさんK自治会の方です。
申請地は、馬場宮下1802番1、地目は田、地積は1,168㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は米25kg入りの7俵の物納となっています。
借り人は、前号のT・Fさんですので省略します。

次に受付番号87号の貸し人は、M・NさんH自治会の方です。
申請地は、城元大田中1133番、地目は田、地積は1,003㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、ウルチ米25kg入りの5俵とモチ米25kg入り3俵の物納となっています。
借り人は、K・FさんK自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地3,689㎡、小作地1,537㎡で水稻とバレイショなどの複合経営をされています。
世帯員は2、労働力は2、農作業の従事日数は160日、農業機械はトラクター、耕運機、管理機、軽トラックを所有されています。
受付番号83号から87号までの調査委員は、4番の木原委員にお願いします。
権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長

木原委員調査報告をお願いします。

4番
木原委員

報告致します。受付番号83号につきましては、この農地は以前売りたいあるいは貸したい、というあっせん申出があった土地であります。湿田で中々あっせんが成立しませんで荒れていた土地でありましたが、今回事務局から説明がありましておりOさんが水稻を作りたいということで設定をされたものであります。Oさんは、O清掃の息子さんで今後農業に取組むということで、最近O清掃の作業の業務はされていないという事務所の話でありました。先ほどもありましており田代地区の荒地も探しておられたり、南大隅町にも出向いて農地を借りたいというようなことで探されている状況であります。新規就農といえますか、 歳の若い方で、技術は今からだろうと思いますが、両親と一緒に協力するということでありましたので、今後見守っていきたいと思っております。

84号から87号につきましては、今年の12月で設定が切れるための再設定でありますので、今まで利用権設定がされていまして問題はないと思いますが、ただ87号につきましては今までウルチ米とモチ米が4俵づつという条件でありましたが、借り手の方からモチ米を減らしてほしいという要望がありまして相談した結果、ウルチ米は5俵とモチ米は3俵にということで変更して契約致したところでありまして、利用権設定の要件については、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号83号から87号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号83号から87号までは原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局

次は受付番号88号から92号までを提案します。

受付番号88号の貸し人は、T・Sさん神奈川県に在住の方です。

申請地は、神川鳥浜643番1、地目は田、地積は2,762㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料はモミ450kg物納プラス22,500円です。

借り人は、E・IさんK自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地17,181㎡、小作地7,167㎡で肉用牛、バレイショ、施設インゲン等の複合経営をされています。

世帯員は6、労働力は3、農作業の従事日数は300日、家畜の飼養状況は肉用牛2頭飼育しており、農業機械はトラクター、トラック、耕運機、管理機、モア、ローラーを所有されています。

次に受付番号89号の貸し人は、F・NさんT自治会の方です。

申請地は、神川下牧957番、地目は畑、地積は1,657㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は5万円です。

借り人は、K・IさんT自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地20,625㎡、小作地9,978㎡で製茶業を営む専業農家です。

世帯員は2、労働力は2、農作業の従事日数は320日、農業機械は茶工場とトラクター、トラックの他茶業を営むための一連の農業機械を所有していらっしゃいます。

受付88号と89号の調査委員は、7番の牧原委員にお願いします。権利取得の要件等を中心に調査報告をお願いします。

次に受付番号90号と91号の貸し人は、N・HさんS自治会の方です。

申請地は、田代麓井手平3268番3、地目は田、地積は1,848㎡。

次に田代麓長尾3301番1、地目は畑、地積は3,535㎡となっています。

期間は、平成23年12月23日から平成33年12月14日まで、小作料はありません。

借り人は、M・HさんS自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地5,383㎡、小作地2,299㎡でイチゴや水稻の複合経営をされています。

世帯員2、労働力2、農作業従事日数が300日、農業機械はトラクター、軽トラック、バインダー、ハーベスターを所有されています。

次に受付番号92号の貸し人は、S・KさんH自治会の方です。

申請地は、田代麓須崎671番1、地目は田、地積は1,585㎡となっています。

期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料はありません。

借り人は、K・TさんT自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地29,269㎡、小作地24,025㎡で肉用牛や水稻の複合経営をされています。

世帯員4、労働力3、農作業従事日数が300日、農業機械はトラクター、ディスクモア、ハーベスター、バインダー、ダンプを所有されています。

受付番号90号から92号の調査委員は8番の鍋委員にお願いします。権利取得の要件等を中心に調査報告をお願いします。

議 長 牧原委員、鍋委員の順に調査報告をお願いします。

7番 牧原委員 はい、ご報告致します。まず88番、T・Sさんですが、この方は現在神奈川県に在住でして、借主がE・Iさんで、皆さんもご存じの方でございます。今Iさんは肉用牛にインゲン、バレイショ、水稻などされています。この田は鳥浜水田ですが、主に水稻を作ることによって前回からの継続になっています。労働力、その他従事日数など何ら問題なく継続ということでご審議の方をお願いします。

続きまして89番ですが、F・Nさんこの方もTにお住まいの方ですが、現地については鳥浜の上の茶畑の中央に位置する処でございます。既に1番茶、2番茶済んでおります。現在 歳ですが、牛を25頭ぐらい飼っていらっしゃるということで、規模縮小ということでのK・Iさんに借りていただけないでしょうかということで、話をされたら快く引き受けてくださったということでした。

K・Iさんについては、皆さんもご存じのとおりK課のI課長の息子さんでございます。まだ若くて現在 歳、作業従事日数もほとんど作業に従事しているということで専念しているということで、1年のほとんどは農業に従事しているということでございます。何ら問題は無いと思います。宜しくをお願いします。

8番 鍋委員 続きまして、90番91番ですが、M・HさんとN・Hさんにつきましては、親子関係でございまして、この土地につきましては農業者年金受給についての関係で設定をされているものです。継続ということで先ほど説明があったとおりイチゴ農家と水稻関係で借りていらっしゃるということで、何ら問題は無いと思います。

92番の件につきましては、K・Tさんは年齢的には 歳ですが非常に熱心な方で、元田代のJAの支所長もされたような方で農業に熱心に取り組んでいらっしゃる方です。息子さんもいらっしゃるわけですが、現在は他に仕事をもっていらっしゃるということで、一緒に仕事はされてはおりませんが将来については、特に問題は無いと思います。宜しくご審議願います。

それから付け足しになりますが、小作料金がなく、使用貸借となっておりますが、今年分につきましても1万円で設定されて持っていかれましたが、Kさんの方から農地を荒らさないようにして頂けたらそれで結構ですというようなことで、受け取られなかったということで今回もこの設定の時確認をしましたが、今言ったようなことでいりませんというようなことでした。

議 長 受付88号から92号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号88号から92号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号88号から92号までは原案のとおり決定しました。

事務局 次の受付番号93号から115号までは、農地利用集積円滑化事業による利用権設定になります。

この農地の集積事業は、農地の所有者から農地利用集積円滑化団体である錦江町が農地利用集積円滑化団体となっておりますので代理人となり、当該農地を担い手に集積する事業となっております。

遊休農地を県と町がお金を出しまして、遊休農地を解消するという目的の事業です。そのような農地を引き受けた担い手の方に1万5千円というお金が出て、その開発された農地はそのような事業で解消されるもので、地権者の方も農地がまた復元して価値が上がるのではということです。今年も木原委員の方が担当して頂いておりますので、補足する部分がありましたらお願いします。とりあえず説明して行きたいと思います。

受付番号93号の議案は、N委員の事案となりますので、N委員は本事案に参加できませんので、そのつもりでお願いします。

受付番号93号の貸し人は、Y・NさんS自治会の方です。

申請地は、田代麓松ノ崎4994番31、地目は畑、地積は1,012㎡です。

期間は平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり4千円となっています。

借り人は、T・Yさん 歳のN自治会の方です。経営規模は、自作地27,208㎡、小作地511㎡で水稻とイチゴの複合経営をされています。世帯員は5、労働力は3、雇用を1人180日されています。農業機械は、トラクター、ハーベスタ、管理機、動噴、堆肥散布機、草払い機を装備されています。

調査委員は、20番の基委員にお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 基委員調査報告をお願いします。

20番基委員 はい、ご報告致します。私の話そうとしたことは事務局からありましたが、答えるところはありません。取得要件のところはこの欄にありますとおりにイチゴを大々的に行っている方です。年齢も若く、やり手と申しますか、地区公民館の館長もされて頑張り屋さんでございます。雇用が多いようですが来年から更に増やして、この遊休地を借りて苗を作ったりする計画だそうです。認定農業者でもありまして地域のリーダー的存在だと思います。以上です。

議長 受付93号の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号93号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号93号は原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次の議案の受付番号94号から96号までは、Y委員の案件となっておりますので、Y委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。

受付番号94号の貸し人は、E・UさんK自治会の方です。

申請地は、田代麓山ノ口2240番1、地目は田、地積は2,115㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり5千円です。

借り人は、Y・Yさん 歳のY自治会の方です。

経営規模は、自作地29,842㎡、小作地2,308㎡でこれまでタバコを中心に耕作されていました。世帯員は4、労働力4、雇用を3人150日されています。

農業機械は、トラクター、管理機、軽トラ、ダンプを所有されています。

受付番号95号の貸し人は、T・Tさん東京都に在住の方です。

申請地は、田代麓落ノ口2317番1、地目は田、地積は1,472㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は年間6千円です。

借り人は、前号のY・Yさんでするので省略します。

受付番号96号の貸し人は、K・Aさん鹿児島市に在住の方です。

申請地は、田代麓落ノ口2317番2、地目は田、地積は729㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は3千円です。

借り人は、前号のY・Yさんでするので省略します。

調査員は9番の樋渡委員にお願いします。

議長 樋渡委員調査報告をお願いします。

9番
樋渡委員 9番ご報告致します。この件は私にとっても大変喜ばしい事でありまして、この94番のE・Uさんの土地には助成とか何かできないかということで念願していた土地でありまして、今回Yさんがこの土地を作ってくださいということで私としても大変助かっています。95号、96号については、ここ4年ぐらい荒地となっていた処です。ここもYさんが作ってくださいということでありがたく思っているところです。借り人のYさんに関しては皆さんもご存じのとおり、今回タバコを止められて、私の地域で農地が空いていないかとありましたので、他の地域にもありましたのでそこを案内したいと思っています。何ら問題は無いと思います。宜しくお願いします。

議長 受付番号94号から96号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号94号から96号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号94号から96号は原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次は、97号から105号までを提案します。
受付番号97号と98号の貸し人は、T・IさんY自治会の方です。
申請地は、田代麓山神2739番1、地目は田、地積は1,639㎡。
次に田代麓山神2740番、地目は田、地積は1,131㎡です。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2年目から10a当たり5千円です。
借り人は、H・Y、歳のY自治会の方です。
経営規模は、自作地6,965㎡、小作地30,416㎡で水稻と肉用牛の複合経営を営まれます。世帯員は2、労働力2、農作業従事日数は280日となっています。
農業機械は、トラクター、コンバイン、軽トラ、モア、ロールベラーを所有されています。

受付番号99号と100号の貸し人は、S・MさんY自治会の方です。
申請地は、田代麓山神2744番1、地目は田、地積は1,059㎡。
次に田代麓山神2744番2、地目は田、地積は1,250㎡です。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2年目から10a当たり5千円となっています。
借り人は、前号のH・Yさんですので省略します。

受付番号101号から104号の貸し人は、K・Mさん南松園に入所されているの方です。
申請地は、田代麓山神2745番1、地目は田、地積は1,798㎡。
次に田代麓山神2746番1、地目は田、地積は782㎡。
次に田代麓山神2746番2、地目は田、地積は350㎡。
次に田代麓山神2730番、地目は田、地積は1,166㎡です。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2年目から10a当たり5千円となっています。
借り人は、前号のH・Yさんですので省略します。

受付番号105号の貸し人は、Y・YさんY自治会の方です。
申請地は、田代麓山神2731番、地目は田、地積は1,032㎡です。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2年目から10a当たり5千円となっています。
借り人は、前号のH・Yさんですので省略します。
受付番号94号から105号までの調査委員は、9番の樋渡委員にお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 樋渡委員調査報告をお願いします。

9番 樋渡委員 | ご報告致します。これも事務局からお話があったとおりでございます。私の地域は、湿田とかが大変多くて山神は90%湿田ですが、その中の湿田でない部分です。ここ10年ぐらい耕作されていなかったという土地です。

場所、元田代高校を過ぎましてY集落がありますがその山手です。そこの一角は借り手を探すのに大変苦勞していた地域でありまして、今回H・Yさんと昨日面会しましたが、3月に息子さんが帰ってくるということで楽しみにしているということです。息子が帰ってくる前にもう少し土地を広げ、安定した経営にしておきたいということで、事務局からあったように今回1反当たり1万5千円の助成があつて、荒地を解消してくれということで、そのようにすれば出ますよということで今回上ったわけです。

H・Yさんは認定農業者でもあり、今まで何件も利用権設定にも上がっております。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長 | 受付番号94号から105号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

徳永委員 | 賛成という前提での話ですが、MさんもMさんも地番から行くと同じ場所ですね。畦がありますか。有効利用ということからすれば、畦を取る条件ですか。

樋渡委員 | 畦を取る条件です。

議長 | 他にありませんか。

議長 | 無いようですが、質疑を打ち切つて採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議長 | それでは受付番号97号から105号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議長 | 全委員賛成でございますので、受付番号97号から105号までは原案のとおり決定しました。

10分間休憩します。

休憩

議長 | 只今より会議を再開します。

受付番号106号からお願い致します。

事務局 | 受付番号106号から109号の貸し人は、M・MさんY自治会の方です。

申請地は、田代麓山下西迫5433番、地目は畑、地積は565㎡。

次に田代麓山下西迫5434番、地目は畑、地積は1,229㎡。

次に田代麓山下西迫5435番、地目は畑、地積は1,269㎡。

次に田代麓山下西迫5436番、地目は畑、地積は928㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2年目から10a当たり5千円です。

借り人は、農業生産法人の株式会社 Mです。

経営規模は、自作地3,265㎡、小作地15,603㎡で甘藷を中心に経営されています。労働力は雇用を8人750日記載されています。農業機械は、トラクター、管理機等を所有されています。

受付番号110号の貸し人は、S・Yさん指宿市在住の方です。

申請地は、田代麓松ノ崎4994番10、地目は畑、地積は3,257㎡です。

期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり2千円です。

借り人は、前号の農業生産法人の株式会社 Mですので省略します。

受付番号106号から110号までの調査委員は、12番の貫見委員にお願いします。

取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 | 貫見委員調査報告をお願いします。

12番 貫見委員 | はい、報告致します。受付番号106号から109号と110号の借り人は、株式会社Mさんでございます。これはT建設でありまして、これまで甘藷やらカボチャなど栽培されています。今回の申請地は、耕作放棄地になっておりまして、建設会社でございますので重機を入れて圃場整備をして甘藷を植えられるということでございました。やる気のあるところでございますので問題ありません。お願いします。

議 長 受付番号106号から110号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号106号から110号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号106号から110号までは原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 受付番号111号から115号の貸し人は、K・OさんN自治会の方です。
申請地は、田代麓山添4684番、地目は田、地積は667㎡。
次に田代麓山添4686番、地目は田、地積は844㎡。
次に田代麓山添4687番、地目は田、地積は961㎡。
次に田代麓山添4689番1、地目は田、地積は256㎡。
次に田代麓山添4689番2、地目は田、地積は922㎡。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり4千円です。
借り人は、受付番号83号でありましたT・Oさんですので省略します。
調査委員は、4番の木原委員をお願いします。

議 長 木原委員調査報告をお願いします。

4番 木原委員 はい。この農地につきましては、大原中学校がありました処の下の処でありまして、担当地区の委員の方はご存じだと思いますが、一部は雑木が植えてありましたが、そこが荒れておりまして、今回83号でありましたOさんが借りられることになりました。借りて米を作りたいということで設定されたものであります。
先ほども言いましたとおり農業経験はまだ浅いわけですが、親の協力があるということで今後を楽しみにしたいと思っております。本人にも荒地ですので、途中で止めるようなことがないようにということで、お願いは致しておりますので今後を見守りたいと思っております。
私が最後になりましたが、この荒廃地の利用集積につきましては、私も推進員になっていくれということで頼まれているところですが、現在9月になりまして2日ほど出ただけであります。現地調査と借りたいという人がいた場合に現地を案内したりして、利用権設定がされるように進めているところでもあります。事務局から先ほどありましたとおり反当あたり1万5千円借りた人に交付金が出ますので、3年分ぐらいの小作料は出るということであります。そして10a当たり4千円から5千円ということで決めてあるようです。4千円と5千円の違いについては、田代地区のことがわかりませんが、大原地区の方が4千円程度、そして役場寄りの方が5千円というふうに決めて貸し借りをしようということで進めているものでありますので、田代地区の委員の方は借り手を今後見つけていただければと思いますようにご協力をして頂けたらと思っておりますので宜しく致します。

議 長 受付番号111号から115号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

落司委員 この事業は1年限りですか。

木原委員 そのあたりのことは私は解りませんが、田代地区の中でも大字麓の方を中心にやっております。

安水委員 私の聞いたところ負担金が1万5千円で工事を賄うということで、その中で工事をして農地整備をしてもらうと聞いております。借りた本人が農地整備する本人が金を使わないように、そのお金からできる範囲で工事をしてもらうといわれました。

木原委員 工事というのが畦を取ったり。

安水委員 畦を取ったりするものです。荒地を畑が出来たり解消するもので工事費を1万5千円の中から出し、安くで仕上げて負担金が出ないようにされる。

木原委員 私は貰えるということで、荒地ですので・・・・

牧原委員 荒地対策のものと違う訳ですか。

安水委員 荒地の対策とは違います。独自に田代の方で企画されたものです。

鍋委員 字が麓と川原とありますので、私も川原地区に荒れてはいませんが、耕作放棄地になってしまうといけないと思いましたので、一緒にこれも事業に乗せていただけないかと相談しましたら来年度に期待してくださいというような話でした。

樋渡委員 私の地域はまだ一杯あります。少し詳しく聞きましたが、この件は1年限りだとありましたが、反当1万5千円出すと、安水委員からも出ましたがその土地によってお金のかかるなところは、耕作者に1万5千円あげるという話を聞きました。ものすごく金がかかるような場所もあります。しかも国道沿いで20年ぐらい耕作してないそのような場所もあります。そのような土地を隣の農地と同じ高さにして埋め立てて行けたら。

牧原委員 それは荒廃地対策の事業と並行してやれるのではないですか。

樋渡委員 並行してやってもらえるのではないかと思います。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

平原委員 事務局にお願いですが、できたら合計面積を記入して頂けたら

事務局 はい。そのようにします。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号111号から115号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号111号から115号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次の議案の受付番号116号から118号までは、T委員の案件となっておりますので、T委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。

受付番号116号から118号の貸し人は、M・TさんH自治会の方です。
申請地は、田代川原早瀬1092番、地目は田、地積は541㎡。
次に田代川原早瀬1093番1、地目は田、地積は200㎡。
次に田代川原早瀬1093番2、地目は田、地積は227㎡です。
期間は、平成23年12月23日から平成28年12月14日まで、小作料はございません。
借り人は、K・Tさん 歳でH自治会の方です。
経営規模は、自作地17、173㎡、小作地968㎡で、水稻を栽培されています。農作業従事日数は80日、労働力は2、農業機械はトラック、脱穀機を所有されています。
調査委員は、12番の貫見委員にお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 貫見委員調査報告をお願いします。

12番 貫見委員 はい、ご報告致します。受付番号116号から118号の借り人はK・Tさんです。TさんはM建設に勤務されておりまして、その傍ら早期水稻を栽培されておりまして、継続です。何ら問題は無いと思いますが、早期水稻の後耕運をされまして綺麗に管理されておりまして問題はありません。宜しくお願いします。

議長 受付番号116号から118号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思致します。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号116号から118号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号116号から118号までは原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 受付番号119号から120号の貸し人は、T・TさんH自治会の方です。
申請地は、田代川原猿口2547番3、地目は畑、地積は1,664㎡。
次に田代川原猿口2547番4、地目は畑、地積は1,870㎡です。
期間は、平成23年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり6千円です。
借り人は、M・Tさん 歳でH自治会の方です。
経営規模は、自作地20,943㎡、小作地8,338㎡で、タバコと肉用牛の複合経営をされています。農作業従事日数は300日、労働力は3、農業機械はトラクター、トラック、モアーを所有されています。
調査委員は、1番の近川委員をお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 近川委員調査報告をお願いします。

1番
近川委員 はい。只今事務局から説明がありましたがすべての要件は満たしております。M・Tさんは、認定農業者でありましてタバコや肉用牛を中心に独身で一生懸命に頑張っている後継者として頼もしい青年であると思っています。何ら問題は無いと思います。

議 長 受付番号119号から120号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号119号から120号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号119号から120号までは原案のとおり決定しました。

以上で議案第22号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを終わりにして、続きまして議案第23号農業振興地域整備計画の変更（編入）について提案いたします。

事務局 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更編入について説明致します。
この件については、平成23年9月12日、申請者から錦江町長に申請があり、9月12付けで錦江町長から農業委員会に意見が求められたものであります。

申請についての内容は、

・池野集落協定 申請代表者：H・N 氏
申請地：田代麓刈切5219番8他3筆
面積：9,662㎡

16ページから 17ページまでは、池野集落協定関係が記載されています。

対象農地は、

田代麓刈切5219番8、地目は田、地積は1,640㎡、所有者はH・Kさん

田代麓刈切5219番19、地目は田、地積は4,389㎡、所有者はA・Tさん

田代麓刈切5219番28、地目は田、地積は2,575㎡、所有者はH・Kさん

田代麓刈切5219番78、地目は田、地積は1,058㎡、所有者はH・Kさん

当該申請地区の集落協定がこれまでの協定地内で無かったことから、今回第3期対策の要件緩和で集落協定農用地になり、中山間地域直接支払交付金の対象地とされるものであります。

調査委員は、14番の猪鹿倉委員となっています。

議 長 猪鹿倉委員調査報告をお願いします。

14番猪鹿倉委員 報告申し上げます。9月26日に会長、事務局と申請者の貫見さんの立会いのもと現地調査を実施致しました。
今回の農用地編入は、平成23年1月に農用地編入されたときと同時にされる予定でしたが、当時申請されなかった場所とのことでした。
申請地の周辺は、水稻や野菜が栽培され一団の面積を有しており、前回の編入地域と一体的なつながりがあると認められるので農用地編入には問題はく、今後も集落協定農用地として活用されていくものと判断されます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今調査報告がありましたが質疑に入ります。何かご異議ご質問ございませんか。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいですか。

全委員 なし。

議長 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更、農用地編入について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、議案第23号 農業振興地域整備計画の変更編入については原案のとおり決定しました。

以上をもちまして、錦江町農業委員会第6回総会の付議事項を終わります。

会長

5番

6番

議事録調整者 折久木まり子